

石狩市障がい福祉人材養成支援事業補助金

障害福祉サービスに関する専門的な知識を有する
人材を養成するため、必要な研修費用の一部を補助します。



補助対象事業者

石狩市内に所在する総合支援法及び児童福祉法に基づく障害福祉サービス事業者等

補助対象経費

研修受講料・テキスト代・交通費・宿泊費(事業者が研修機関等に直接支払った研修受講料等)

※交通費については、公共交通機関を利用した場合の最も経済的な金額。ただし、職員が勤務する事業所発着とします。

※宿泊費については、公共交通機関の始発もしくは終電で間に合わない方のみを対象とします(1泊あたりの補助限度額 5,000 円)。

【対象となる研修】

研修等名称	補助率	補助限度額
相談支援従事者初任者研修	2分の1 ただし、 1,000 円未満の 端数を切り捨て	50,000円
居宅介護職員初任者研修		
行動援護従事者養成研修		
喀痰吸引等研修(第3号)		
強度行動障害支援者養成研修		
介護職員初任者研修		
介護福祉士実務者研修		
サービス管理責任者研修(基礎、実践、更新)		
児童発達支援管理責任者研修(基礎、実践、更新)		

※補助金交付申請は、市の会計年度において、1 法人につき3回までとします。ただし、予算額を超える申請があった場合は、申請の受付を終了する場合があります。

※対象従業者が補助金の交付を受けた日から起算して6か月を経過する日以前に退職したときは、補助金を返還していただく場合があります。

※当該補助金以外の助成金等を受けることはできますが、当該助成金等は補助対象経費には含まれません。

問合せ先 石狩市福祉部障がい福祉課 電話 0133-72-3194 FAX0133-75-2270

Eメール syougais@city.ishikari.hokkaido.jp